

令和 7 年 1 月 1 日開会

令和 7 年 第 4 回
つがる市議会定例会

提出議案市長説明要旨

つ が る 市

本日ここに、令和7年第4回つがる市議会定例会の開会にあたり、上程されました議案について、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと 思います。

本定例会に提出いたしました案件は、予算案4件、条例案9件、指定管理7件、その他1件の合わせて21件であります。

まず、予算案についてご説明申し上げます。

議案第76号「令和7年度つがる市一般会計補正予算（第5号）（案）」は、当初予算に見込めなかつた経費及び電気料金等の高騰に対応するための経費について所要の予算措置を講ずることとしたものであります。

その結果、一般会計の予算規模は既決予算に2億6,329万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を

258億9, 160万4千円とするものであります。

それでは、歳出に計上された主なるものについて、款を追ってご説明申し上げます。

2款総務費では、移住者マイホーム応援事業補助金について、今後の新規申し込みを想定し、補助金180万円を追加計上いたしました。

3款民生費では、高齢者福祉費において、養護老人ホーム「ぎんなん荘」の入所者の減少による指定管理者の措置費の減収分を、施設指定管理料に追加計上いたしました。

6款農林水産業費では、農業振興費において、クマの出没対策として、鳥獣被害対策実施隊の報酬及び費用弁償を追加計上いたしました。

8款土木費では、老朽化した小型ロータリー除雪車を更新するため、3,800万円を計上いたしました。

10款教育費では、燃料費及び電気料金の高騰に対応するため、各学校給食センター費並びに社会教育施設及び保健体育施設に係る指定管理料を追加計上

したものでございます。

次に歳入予算について、ご説明申し上げます。

主なる財源といたしましては、歳出との関連における国・県支出金を計上いたしました。

また、財源調整は財政調整基金からの繰入金により、全体の補正額を調整したところであります。

議案第 77 号から議案第 79 号までの令和 7 年度各特別会計及び下水道事業会計補正予算案 3 件につきましては、予算特別委員会でのご審議の際に、詳細にご説明申し上げます。

続きまして、条例案についてご説明申し上げます。

議案第 80 号「つがる市私債権の放棄に関する条例の一部を改正する条例案」は、債権行使が見込めない私債権の放棄について、放棄できる要件を加えるため

改正を行うものであります。

議案第81号「つがる市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」は、市外の被災地へ派遣した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため改正を行うものであります。

議案第82号「つがる市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案」は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員等の旅費並びに費用弁償について、原則として現に支払った額に基づき支給することとする等の改正を行うものであります。

議案第83号「つがる市農産物加工センター条例の一部を改正する条例案」は、現在、柏地区に建設中の加工センターの名称、位置、及び使用料を規定するとともに、既存の「つがる市柏農産物加工技術センター」を廃止するため改正を行うものであります。

議案第84号「つがる市営住宅条例の一部を改正する条例案」は、『こども・子育て「青森モデル」』の

実現に向け、子育て世帯の住宅確保を支援するため改正を行うものであります。

議案第 85 号「つがる市火災予防条例の一部を改正する条例案」は、今年 2 月に発生した大船渡市林野火災を受け、注意報や警報の的確な発令による予防の実効性向上が重要であるとして、消防庁が火災予防条例（例）を改正したことに伴い、林野火災の予防に関する事項を規定するため改正を行うものであります。

議案第 86 号「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案」は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い発令された各基準府令により保育事業等の基準が改正されたことに伴い、関連する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第 87 号「つがる市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」は、児童福祉法の改正により、令和 8 年 4 月 1 日から施行される

当該事業の設備、運営基準等を定めるため提案するものであります。

議案第88号「つがる市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案」は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、つがる市子ども・子育て会議の所掌事務に、乳児等通園支援事業の利用定員の設定に関するなどを加えるため改正を行うものであります。

議案第89号から議案第95号までの「つがる市公の施設に係る指定管理者の指定の件」7件は、各施設の指定期間満了に伴い指定管理者を指定するものであります。

最後に、議案第96号「つがる西北五広域連合の処理する事務の変更及びつがる西北五広域連合規約の変更の件」は、ごみの収集運搬又は処分を業とする者に係る許可に関する事務について、広域連合が行うようにするため規約の変更を行うものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。

何卒、慎重にご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願い申し上げ、提出議案の説明といたします。